

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300687 令和5年10月8日(静岡県) 令和5年11月10日	石油ストーブ(開放式)	SX-D248Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生日前日から当該製品を弱火にして使用していたところ、点火から約21時間後に当該製品から煙が出ていることに気がつき、置台付近に火が見えたためスピード消火ボタンを押したが、火は消えなかった。</p> <p>○当該製品の外観は、前面パネルの中央付近が著しく焼損していた。</p> <p>○燃焼筒に異常なすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○しんは、スピード消火位置であった。</p> <p>○カートリッジタンクに焼損はなく、口金の蓋は閉まっていた。</p> <p>○当該製品を弱火で使用する場合、連続燃焼可能時間は約21時間であるが、カートリッジタンクには約半分の灯油が残っていたため、しんを著しく下げた状態で使用したか、途中で給油した可能性が考えられた。</p> <p>○油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>○置台には堆積したほこりや乾電池が認められ、焼損した状態であった。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
2	A202400155 令和6年5月2日(兵庫県) 令和6年5月22日	石油給湯機	HO-3100AS2	日立化成工業株式会社(現 株式会社ハウステック)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○訪問介護士がリモコンで当該製品の電源を入れ、しばらくすると電源が切れたため再度リモコンの電源ボタンを押したところ、当該製品から出火した。</p> <p>○当該製品は、前面、左右側面の前側、底部の前側及び右側の上部並びに給水、給湯及び排水の配管に焼損の痕跡が認められた。</p> <p>○内部配線の被覆、プリント基板、点火トランス、炎監視装置の外側、対震自動消火装置(感震器)及び送風機のコンデンサーが焼損し、オイルストレーナーの亜鉛合金ダイカストが溶融していた。</p> <p>○熱交換器や排気筒には、すすによる詰まりは認められなかった。</p> <p>○バーナー部と燃焼室は3か所のねじで取り付けられているが、左上が抜けており、右下が仕様と異なるねじが取り付けられており、ねじが緩んでいた。</p> <p>○バーナー取付け部は、左上部の断熱材が溶融しており、へこみが生じていた。</p> <p>○使用者の親族は事業者の製品を家庭に設置する仕事に従事しており、当該製品は過去に親族が部品交換の修理をしたことがあるとの申出内容であったが、詳細については不明であった。</p> <p>●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、バーナー部を燃焼室に締結している3か所のねじのうち1本が外れており、別箇所の1本は仕様と異なるねじが使用されて緩みが認められたことから、バーナーと燃焼室の境目に隙間が生じたため、高温の燃焼ガスや炎が隙間からあふれだしたことで、本体内部の電気部品等に着火し、オイルストレーナーが過熱されて溶融脱落し、漏れ出した灯油に引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A202400204 令和6年4月14日(滋賀県) 令和6年6月6日	ガス栓(都市ガス用)	G334SP5-15A	光陽産業株式会社	(火災) 当該製品に接続したガス こんろを点火したところ、 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品に接続されたガスこんろを点火操作しようとしたが、なかなか点火しなかったため点火操作を繰り返したところ、ガスこんろのキャビネット内から出火した。 ○当該製品は、検圧孔にねじ込み式の蓋が付いておらず、蓋は未発見であり、蓋と本体をつないでいる樹脂製の紛失防止ひもが焼損した痕跡も認められなかった。 ○当該製品のつまみ内部にある閉子の回転角度は約40度程度で、灯内内管に上流側から空気圧を加えたところ、検圧孔から漏れが認められた。 ○当該製品には施工日及び施工業者名を記載する表示ラベルが貼付されていたが、いずれも記載されておらず、施工業者は不明であった。 ○灯内内管を施工した際は、施工業者がガス事業者へ届け出る義務があるが、届け出されていなかった。 ●事故発生以前の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、検圧孔の蓋が取り付けられていなかったことから、当該製品のつまみが調理器具等に接触する等によって徐々に回転し、ガスの流路が検圧孔側へ開いた際にガスが漏れ、引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1			該当なし				

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202100523 令和3年9月9日(北海道) 令和3年10月12日	電子レンジ	(火災、死亡2名) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 し、2名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品でカップ麺を温めていると爆発したとの申出内容であった。 ○当該製品は台所の棚に置かれた状態で発見されて、外観上は全体的に焼損していた。 ○庫内は汚損が認められたものの、著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○庫内に残されたカップ麺の容器は焼損していたが原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ○マグネトロン、高圧トランス、高圧コンデンサー、電源コード等の内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
2	A202200969 令和5年2月11日(福岡県) 令和5年2月21日	パワーコンディショナ (太陽光発電システム 用)	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生の2か月前に当該製品が故障し運転を停止した後、使用者が当該製品の正面パネルを開け、内部の入力ブレーカーをオフにしたが、事業者等に修理依頼しないまま放置し、事故当日になって、使用者が自分で修理しようとオフになっていた入力ブレーカーをオンにしたところ、発煙が確認されたため水を掛けて消火したとの申出内容であった。 ○当該製品は外観に焼損は認められなかったが、当該製品内部の入力ブレーカーは操作スイッチ部を中心に焼損していた。 ○その他の電気部品に焼損はなく、異常は認められなかった。 ○事故品確認時、異常発生時に使用する緊急停止ボタンは使用されていなかった。 ●当該製品は、事故発生以前から故障しており、使用者が修理のため正面パネルを開けて入力ブレーカーを操作したことで、ブレーカー内部でアークが発生し発煙したものと推定される。 なお、取扱説明書には「異常のまま放置しておく危険。」、 「煙が出る、変な音やにおいがするなど異常が発生したときは、本体右側の緊急停止ボタンを押し、販売店に連絡する。」旨、記載されている。 	
3	A202300039 令和5年3月23日(岐阜県) 令和5年4月18日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は壁コンセントに接続されていたが、タップ部に電気製品は接続されていなかった。 ○当該製品は、電源コードが断線してタップ部は確認できなかったが、断線部に熔融痕が認められた。 ○焼損していない電源コードの被覆部に動物によるかみ跡と推定される損傷が認められ、内部の芯線が露出していた。 ○当該製品が設置されていた部屋には、ペットの糞尿が認められた。 ●当該製品は、使用者が飼育していたペットが当該製品の電源コードをかんで傷付けた、又はペットの糞尿がタップ内部に入ったため、異常発熱が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A202300053 令和5年4月4日(鳥取県) 令和5年4月21日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 店舗の駐車場で車両内に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、かばんの中に入れて車内に置かれていた。 ○当該製品は、樹脂製外郭外側の焼損が著しかったが、外郭内側に焼損は認められなかった。 ○内部のリチウムイオンバッテリーは汚損していたが、同等品の本体に装着して充電することができ、正常に動作した。 ○基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
5	A202300357 令和5年7月2日(福岡県) 令和5年7月26日	エアコン(室外機)	(重傷1名) 当該製品を取り外していたところ、当該製品が破裂し、手首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、施工業者が当該製品を取り外すため、ポンプダウン作業を行っていた。 ○ポンプダウン作業時に圧力計は使用していなかった。 ○当該製品は外郭が大きく破損したほか、圧縮機は外郭から飛び出して破裂していた。 ○当該製品に接続されていた冷媒配管は、取り外されていた。 ○吐出側バルブ(二方弁)は全閉、吸入側バルブ(三方弁)は開放状態であることが認められた。 ○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、施工業者が冷媒回収の作業手順を誤り、圧縮機を運転状態かつ吸入側バルブを開放状態のまま冷媒配管を取り外したことにより、圧縮機内に空気が混入して、圧縮機内部が異常高温、高圧状態となり、破裂したものと推定される。 なお、据付説明書には、「ポンプダウン作業では、冷媒配管を外す前に圧縮機を停止する。圧縮機を運転したまま、バルブ開放状態で冷媒配管を外すと、空気などを吸引し、冷凍サイクル内が異常高圧になり、破裂、ケガ等の原因になる。」旨、記載されており、あわせて具体的な作業手順も記載されている。 	
6	A202300407 令和5年7月27日(福島県) 令和5年8月8日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を取り外していたところ、当該製品が破裂する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、外郭が変形して配管が折れ曲がる等、全体が著しく破損していた。 ○圧縮機は破裂し大きく開いた状態であった。 ○ファンモーター、電装箱等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、撤去業者が撤去作業時の冷媒回収の際、配管の三方弁が開いている状態であった。 ●当該製品は、エアコン撤去業者が冷媒回収の作業手順を誤ったため、空気吸引・圧縮運転をした圧縮機が異常高温高圧状態となり、破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、一般社団法人日本冷凍空調工業会では、「空気を吸い込み、そのまま圧縮機の運転を続けることで、圧縮機内部の温度が上昇し、圧縮機が破裂する事故につながる可能性がある。」旨、注意喚起をしている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A202300625 令和5年10月11日(広島県) 令和5年10月18日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はタップ内部が焼損し、コード側から2番目及び3番目のコンセント口周辺が著しく焼損していた。 ○当該製品内部の電極板は、著しく焼損したコンセント口の付近で片極の溶融が認められ、もう片極にも一部溶融が認められた。 ○当該製品設置場所の直上には、熱帯魚用水槽が置かれており、事故発生の4日前に水槽の水があふれて、床面がぬれていたとの申出内容であった。 ○当該製品は型式不明であり取扱説明書を確認できなかったため、同事業者の別型式品の取扱説明書を確認したところ、「水のかかりやすい場所(風呂場、台所、観賞魚用水槽など)では使用しない。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、水槽付近で当該製品を使用していたため、水槽の水が当該製品内部に浸入し、電極板の異極間でトラッキング現象が発生し出火したものと推定される。 	
8	A202300667 令和5年10月20日(兵庫県) 令和5年11月2日	はしご(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、支柱が折れ転落し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者によれば、当該製品を碎石の地面に敷いた木の板の上へ設置し、当該製品の上から3段目の踏ざんに乗り、正面を向いて2階の窓を清掃していたところ、右側に背中から転落したとのことであった。 ○一緒にいた補助者によれば、当初は当該製品を支えていたが、一旦その場を離れて戻ってきたところ、使用者が転落していたとのことであった。 ○当該製品は、全体に傷が認められ、左側の頂部端具が破損しており、上から3段目の踏ざん付近で両側の支柱が折れ曲がり、一方は破断していた。 ○当該製品の硬度及び肉厚は、いずれも社内基準を満たしていた。 ○当該製品には、はしごでの使用が認められていない脚立用の補助脚が取り付けられていた。 ○当該製品支柱の破断面は一部が潰れており、電子顕微鏡で観察したところ、延性破壊の特徴であるディンプルが認められた。 ○当該製品は、刻印されたロット番号から、製造後19年が経過していた。 ●当該製品は、滑りやすい場所へ設置されていたこと、事故発生時に補助者がいなかったこと、及び使用が認められていない脚立用の補助脚が取り付けられていたことから、上から3段目の踏ざんに乗って作業をしていた使用者が、バランスを崩して転落した際に支柱と接触し、その衝撃で支柱が変形、破損したものと推定される。 なお、本体には「使うときは、必ず大人の補助者が支える。」「傾斜している場所、安定しない場所や滑りやすい場所には設置しない。」「壁に立て掛けた場合には、はしごの上から3段目以上には乗らない。」旨、記載されており、また、補助脚の取扱説明書には「はしごの補助脚としては使用しない。」旨、記載されている。 	
9	A202300725 令和5年11月6日(宮崎県) 令和5年11月22日	エアコン	(火災) 当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品の電源は入れていなかった。 ○当該製品の電源プラグは、約3mの延長コードに接続されており、延長コードのコードコネクターボディ等が置かれていた本体上部が焼損していた。 ○当該製品本体の電気部品に焼損等の異常は認められず、電源コード及び電源プラグにも断線や溶融痕等の異常はみられず、出火の痕跡は認められなかった。 ○延長コードのコードコネクターボディ内部に、断線や溶融痕が認められた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A202300726 令和5年8月21日(鹿児島県) 令和5年11月22日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災、軽傷1名) 当該製品を他社製の充電器で充電後、当該製品をズボンのポケットに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、充電端子周辺の樹脂に溶融、変色が認められたが、他の箇所に破損や変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品の充電端子において、基板片面の接続端子全12本のうち、7本に著しい曲げ変形及び折損が認められた。 ○充電端子を同等品の充電端子に交換したところ、電源は投入可能で充電動作に異常は認められなかった。 ○使用者によれば、事故発生の5分ほど前に当該製品から聞いたことのないメロディーが鳴っていた、との申出内容であった。 ○当該製品は、充電端子に異物が付着した状態で充電する等、充電端子間の短絡等が生じた場合は、警報音が鳴って充電器を外すよう画面表示が現れる仕様であり、当該製品の充電端子を同等品の端子に交換して、充電状態での短絡を実施したところ、警報音が鳴り正常に動作することを確認した。 ○同等品の充電端子に、ACアダプター等を接続せず充電していない状態で充電端子の接続端子を短絡させても電流は流れず、異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の充電端子内の接続端子が変形していたことから、充電端子内で外部電源からの接続端子が短絡し異常発熱して充電端子周辺を溶融したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
11	A202300735 令和5年11月13日(北海道) 令和5年11月24日	コンセント付洗面化粧台	(火災) 当該製品のコンセントにヘアドライヤーの電源プラグを接続して使用中、当該製品のコンセントを溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、ヘアドライヤーを接続していたコンセント部の樹脂製外郭の一部にすずの付着及び溶融が認められた。 ○コンセント部の刃受金具の一部にすずの付着が認められたが、変形及び溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○接続していたヘアドライヤーの電源プラグの栓刃は、一方が内側に曲がった状態で変形し、もう片方はプラグ内部で破断しており、破断部に溶融痕が認められた。 ○ヘアドライヤーの輸入事業者は不明であった。 ●当該製品は、コンセント部に接続されていたヘアドライヤーの電源プラグの栓刃が破断し、接触不良が生じて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
12	A202300747 令和5年11月19日(茨城県) 令和5年11月28日	電気こんろ	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、IHヒーター及びラジエントヒーターを有するビルトイン型の電気こんろであり、当該製品の近傍に衣類と毛布が置かれていた。 ○当該製品は外観上、トッププレート表面及び操作パネルに汚損及び焦げが認められたが、その他に外観上の異常は認められなかった。 ○当該製品内部に焼損等の出火の痕跡は認められず、切り忘れ防止機能等の安全機能にも異常は認められなかった。 ○使用者は主電源を入れて、当該製品で操作が可能な換気扇を作動させ外出していた。 ○外出時、部屋には飼い猫がいた。 ○取扱説明書には、「可燃物をトッププレート上に置かない、近づけない。火災の原因となる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A202300757 令和5年11月11日(愛知県) 令和5年11月30日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品を食事前に標準コースで運転を開始したところ、食事後すぐに当該製品付近から煙が出ているのを発見した。</p> <p>○当該製品は、外観に焼損は認められなかったが、庫内はヒーター先端側周辺に焼損が認められ、樹脂製底面の一部に穴空きが認められた。</p> <p>○ヒーターに異常発熱の痕跡は認められず、金属製のヒーターカバーは先端側周辺に焼損の痕跡が認められたものの、変形や溶融等の異常は認められなかった。</p> <p>○ヒーター以外の電気部品に焼損等の異常は認められず、電流ヒューズ、ヒーター異常発熱保護用の温度ヒューズは切れていなかった。</p> <p>●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、ヒーターに何らかの可燃物が近接して出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
14	A202300795 令和5年9月22日(神奈川県) 令和5年12月11日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、住宅の外壁内部で焼損しており、周囲の断熱材及び外壁の一部が焼損していた。</p> <p>○当該製品は、屋外から屋内に配線された2本とも、芯線が同じ箇所で断線しており、断線部の芯線に溶融痕が認められた。</p> <p>○断線部近傍の芯線に一部欠損が認められた。</p> <p>○焼損部以外で樹脂製被覆に傷等の異常は認められなかった。</p> <p>●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、芯線の断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
15	A202300796 令和5年11月13日(大阪府) 令和5年12月11日	自転車	(重傷1名) 当該製品で歩道橋の斜路を走行中、後輪ブレーキが利かず、転倒し、左腕を負傷した。	<p>○使用者によれば、購入18日後の当該製品に乗車して歩道橋の斜路を下っていたところ、後輪ブレーキが利かず転倒し、左腕を骨折したとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品の後輪右側のブレーキブロックは、ブレーキレバーを引いてもリムに接触しない位置まで高さがずれていたが、リムには、ブレーキブロックが正常に接触した痕跡が認められた。</p> <p>○後輪右側のブレーキブロックは、上下が反転していたが、固定している六角ねじに締め付け不足や擦り傷などの異常は認められなかった。</p> <p>○前輪ブレーキ及び後輪左側のブレーキブロックに異常は認められなかった。</p> <p>○同等品を用い、後輪右側のブレーキブロックを固定している六角ねじを手で回る程度に緩め、ペダルをこいで後輪が高速回転している状態でブレーキをかけたところ、ブレーキブロックがわずかに回転してタイヤの側面に接したが、ブレーキブロックが上下反転したり、位置がずれたりすることはなく、正常にブレーキがかかった。</p> <p>○同等品を用い、ブレーキブロックを意図的に上下反転させ、リムと接する位置に六角ねじが手で回る程度に緩んだ状態で取り付けした後、高速回転している後輪にブレーキをかけたが、ブレーキブロックがリムと接触しない位置までずれることはなかった。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、ブレーキブロックの位置がずれていた後輪右側のリム側面にブレーキブロックが正常に接触した痕跡が認められ、購入時点ではブレーキが正常に機能していたと考えられること、同等品でブレーキブロックを固定しているねじを緩めた状態で高速回転しているタイヤにブレーキをかけても、ブレーキブロックの位置ずれや上下反転は起こらなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A202300842 令和5年12月2日(埼玉県) 令和5年12月22日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生日時、使用者は当該製品の電源スイッチをオン状態にしたまま外出しており、ヒーター面から約5cmの位置にクッションを置いていた。 ○当該製品は直立した状態で焼損しており、樹脂製外郭は焼失していた。 ○転倒時オフスイッチは焼損し、底面のスイッチが押された状態で底板上に固着していたが、接点溶融、配線接続部の溶断等の出火の痕跡は認められなかった。 ○サーモスタットの動作に異常は認められず、ヒーター、切替スイッチ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、ヒーター面の前にクッションが置かれていたため、ヒーターの輻射熱によりクッションが過熱されて、出火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、火災の原因になるとして、「カーテン、布団、毛布等の燃えやすいものの近くで使用しない。」「ヒーター面から前面障害物までの距離は1m以上あける。」旨、記載されている。</p>	
17	A202300876 令和5年12月27日(東京都) 令和6年1月9日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 病院で当該製品のバッテリーを取り出そうとしたところ、当該製品のバッテリーから発火し、落下、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を分解して、バッテリーを取り出そうとした際、バッテリーが折れて出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の外觀に焼損は認められなかった。 ○バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セルは、内部の電極体が著しく焼損し、穴空き及び欠損が認められた。 ○基板及び内部配線に焼損等の異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品を分解して、バッテリーを取り外そうとした際、外力が加わりバッテリーが折れたため、リチウムイオン電池セルが内部短絡し、異常発熱して出火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「火災の原因になるため、本体に内蔵のバッテリーを取り外さない。」「分解、改造をしない。」旨、記載されている。</p>	
18	A202300897 令和5年12月21日(千葉県) 令和6年1月15日	タップ	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、負荷側に接続した電気製品の電力を専用のタブレットで確認できる一口タップで、事故発生日時、壁コンセントに当該製品、他社製向き変換プラグ、他社製電子レンジの順で接続されていた。 ○当該製品は片極の刃受金具及び栓刃を中心に焼損及び湾曲し、栓刃は刃受側から見て時計回りのねじれが認められ、刃受金具部は変形して片側の刃受面に金属が溶融した痕跡が認められ、もう片側に放電の痕跡が認められた。 ○内部基板、栓刃等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製向き変換プラグは確認できなかった。 ●設置時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に他社製向き変換プラグが荷重のかかるように差し込まれていたため、当該製品の刃受金具と他社製向き変換プラグの栓刃との間で接触不良が生じ、異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A202300912 令和5年11月3日(山梨県) 令和6年1月19日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭は、正面と背面の嵌合部が開き、一部に焼損が認められた。 ○内部は内蔵されたバッテリーのリチウムポリマー電池セルを中心に著しく焼損し、電池セルの電極体に破れ及び穴空きが認められた。 ○当該製品に装着されていたバッテリーは事業者、型式不明の非純正バッテリーであった。 ○本体基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は使用者が前所有者から、中古で購入しており、購入以前の使用状況等は不明であった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に装着されていた非純正バッテリーのリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
20	A202300950 令和6年1月15日(愛媛県) 令和6年1月29日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(70歳代)が、当該製品とともに川で発見され、死亡が確認された。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生現場はガードレール及び歩道のない舗装路で、舗装路から約3.8m下の川底に転落している当該製品及び使用者を通行人が発見した。川底にはコンクリートブロックが設けられていた。 ○使用者への操作説明は、デモを行ったとき及び納品時の2度行われた。 ○当該製品は、ハンドル操作に関係する部品が変形し、前方のフェンダーが外れて前輪に接触していたため、ハンドル操作に支障がある状態であったが、その他タイヤ、サスペンション等の走行装置及びモーター、クラッチ、ブレーキ等の駆動装置は正常に作動した。 ○制御スイッチ類は、電源スイッチを含め、全て正常に作動した。 ○2個搭載されているバッテリーは、搭載位置からやや前方下方向にずれていたが、充電器、コネクターも含め、各々の機能や状態に異常は認められず、操作ボックスパネルのバッテリー残量表示は、満充電を示していた。 ○取扱説明書には、「防護柵のない側溝付近等での走行は回避するか、介助者に同行してもらう」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
21	A202301000 令和6年1月27日(和歌山県) 令和6年2月8日	介護ベッド用手すり	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品の上側端部に衣服の襟が引っかかった状態で発見され、死亡が確認された。	<ul style="list-style-type: none"> ○介護施設の職員によれば、事故発生当日の早朝に、介護ベッドに設置された当該製品の上側端部(ベッド中央側)にパジャマの襟(首の後側)が引っかかったままベッド横の床に座った状態の使用者を発見し、確認したところ息をしていなかったとの申出内容であった。 ○当該製品が取り付けられていたベッドは、背部と膝部の角度がそれぞれ0度(フラット)で、高さが床から32cmに設定されていた。 ○当該製品に取付け不備は認められなかった。 ○当該製品は、突起や変形などの異常は認められず、事故発生時どのように引っかかったのか不明であった。 ○当該製品は、当該介護ベッドとセットでJIS T 9254「在宅用電動介護用ベッド」に関する認証を取得していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A202301017 令和6年1月21日(神奈川県) 令和6年2月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○室外機は架台に2段積み設置されており、下段が当該製品、上段が他社製のもので、それらの内外連絡線及び接続配管は1つの樹脂製配管カバーに収められていた。 ○当該製品及び他社製室外機の内外連絡線は、速結端子で途中接続され、速結端子接続部付近を中心に内外連絡線、接続配管及び樹脂製配管カバーが焼損していたが、途中接続部の詳細は確認できなかった。 ○当該製品本体に焼損は認められなかった。 ○据付説明書には、「火災の原因となるため、配線を途中で接続しない。」旨、記載されている。 ○施工事業者は、事業者とは無関係の業者であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
23	A202301060 令和6年2月4日(千葉県) 令和6年2月29日	電気ストーブ(セラミックヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は正面右下部の電源コードの樹脂製ブッシング、樹脂製キャスター及び当該製品の下に敷いていた樹脂製マットが焼損していたが、本体内部に焼損等の異常は認められなかった。 ○電源コードは本体外側の樹脂製ブッシングの位置で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、その他の箇所に損傷及び変色等の異常は認められず、被覆の硬化、亀裂等も認められなかった。 ○電源プラグは汎用部品に交換されていたが、栓刃及び芯線の接続に異常は認められず、交換は事業者によるものではなく、交換経緯は不明であった。 ○その他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○取扱説明書には、「傷んだコードをそのまま使用しない。感電や火災の原因となる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードが短絡し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
24	A202301070 令和5年12月5日(栃木県) 令和6年3月1日	電気毛布(敷毛布)	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の設置状況は、ベッドの上に2枚のマットレス、敷きパッド、通電されていない電気毛布、敷きパッド、毛布、当該製品、毛布の順に重ねて敷き布団とし、使用者はふだんその上に身体を置き、掛け布団として3枚の毛布及び布団を掛けていた。 ○事故発生時、当該製品は電源が入っていたが、使用者は布団に入っていなかった。 ○当該製品は、電気毛布部の折り重なった部分に焼損が認められ、当該製品に重ねられていた毛布等も同じ箇所で焼損が認められた。 ○当該製品の毛布部の焼損箇所では、ヒーター線及び検知線の断線が複数箇所でも認められた。 ○コントローラー部や電気コード等のその他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、電気毛布部が折り重なった状態で複数の毛布、布団等と重ねて使用されていたことから、重ねられた毛布等が過熱され、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「1日1回毛布を広げなおす。しわのまま使用するとヒーターが接近するため局部的に温度が高くなる。」「ヒーター線が重なったり、よじれたりした場合は使用しない。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A202301084 令和6年2月1日(茨城県) 令和6年3月7日	USBケーブル	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は壁コンセントに差していた充電器に接続されていたが、負荷となる製品は接続されていなかった。 ○当該製品のスマートフォン側コネクタ端子部周辺が焼損してケーブルプロテクター部が焼損し、電源線、接地線及びシールド線が断線していた。 ○焼損したケーブルプロテクター端部でシールド線の断線が認められた。 ○当該製品は焼損部を含む複数箇所がテープにより補修されており、事故の約1週間前から充電できない不具合が時折発生していた。 ●当該製品は、ケーブルが損傷した状態で使用していたため、損傷箇所で芯線が断線し短絡したことにより、異常発熱して焼損したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「ケーブルに破損等の損傷が見つかった場合は、使用を中止する。」、「損傷したケーブルを使用すると火災の恐れがある。」旨、記載されている。</p>	
26	A202301095 令和6年2月9日(神奈川県) 令和6年3月11日	プロジェクター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外観上、金属製外装カバーの一部が変色し、樹脂製の電源ボタン及びモード切替ボタン周辺が焼損していた。 ○金属製外装カバーの内側に取り付けられている樹脂製部品に一部溶融が認められた。 ○スピーカーユニット、基板、リチウムイオン電池セル及びその他の当該製品に搭載された電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
27	A202301111 令和6年3月6日(東京都) 令和6年3月13日	電気給湯機(ヒートポンプ式)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品内部を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、貯湯ユニット前面カバーの漏電ブレーカー点検口上部が変色し、内部の防滴カバー及び漏電ブレーカーに焼損が認められた。 ○漏電ブレーカーの一次側端子の片極のねじ締め部が焼損しており、接続されていた電源線は丸形端子が溶融及び破断し、被覆に焼失が認められたが、二次側端子のねじ締め部に緩み等の異常は認められなかった。 ○制御基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の設置は、事業者と関係のない施工事業者によって行われた。 ●当該製品は、漏電ブレーカーの一次側端子に電源線を接続した際のねじの締め付け不足により、接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。 <p>なお、据付説明書には、「電源の配線は、構造物が浮き上がらないよう電線を成形し、固定金具で確実に取り付ける。端子部の発熱、感電、火災の原因になる。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A202301113 令和5年11月9日(大阪府) 令和6年3月13日	こたつヒーター	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が外出中に住宅から煙が出ているのを近所の人が発見した。 ○使用者は電源コードのコントローラーのスイッチを切って外出したとの申出内容であった。 ○当該製品の石英管ヒーター及びファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の温度調整つまみ及び器具用プラグ接続部付近が著しく焼損していたが、内部の部品に溶融等の異常は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品には他社製の器具用プラグ付き電源コードが接続されており、電源コードは断線していたが、断線部に溶融痕等の異常は認められず、スイッチ部は確認できなかった。 ○取扱説明書には、「他社製や専用以外の電源コードを使用すると、誤作動を起こし、火災や故障の原因になる」旨、記載があった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
29	A202301146 令和6年3月11日(神奈川県) 令和6年3月22日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、発煙したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、制御基板、ファンモーター等が配置された部分の樹脂製外郭が焼損していたが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグが接続されていたエアコン専用コンセントの屋内配線は、当該製品の配管穴の近傍の壁の中で連結端子を用いて途中接続されており、接続端子3個のうち1個が焼損して異常発熱の痕跡が認められたが、その他の屋内配線の箇所には焼損は認められなかった。 ○エアコン専用コンセントの屋内配線を途中接続した業者等は不明であった。 ●詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
30	A202301149 令和6年3月11日(福岡県) 令和6年3月25日	介護用リフト	(重傷1名) 当該製品を使用して搭乗者を車いすからベッドに移乗させようとしたところ、ストラップが外れて床に転落し、首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、搭乗者を車いすからベッドに移乗させるために当該製品で搭乗者をつり上げ、当該製品をベッドに近づけていた際、搭乗者を包んでいたスリングシートの4本あるストラップのうち1本が外れ、搭乗者が転落した。 ○当該製品は、ストラップが取扱説明書のとおり正しく取り付けられていると、スリングシートが激しく揺れてもストラップが外れることはない構造であった。 ○ハンガーフックに変形等は認められず、スリングシート、電動動作にも異常は認められなかった。 ○搭乗者の体重に相当する砂袋を包んだスリングシートをつり上げた状態で、当該製品を大きく動かしてスリングシートを揺らしたところ、ストラップがハンガーフックから外れることはなかった。 ○取扱説明書には「スリングシートのストラップは、ハンガーフックに確実にかける。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A202400014 令和6年2月16日(福岡県) 令和6年4月4日	電動車いす(ジョイスティック形)	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用中、歩道から外れ、転倒、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品に乗車して歩道を走行していたところ、車の出入りのために設けられた切り下げあたりで当該製品の前輪を取られ、車道側に転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品に破損及び変形は認められなかった。 ○当該製品は、前進、後進、左右への転回及びブレーキの動作に異常は認められなかった。 ○当該製品は、EN12184「電動車椅子、スクーター及びそれらの充電器－要求事項及び試験方法」に適合している。 ○取扱説明書には、「縁石、段差、勾配、溝等などには、90°の角度で進入し、低速でゆっくり走行する」、「乗車中に、かがんだり、身を乗り出したりしない。」、「3.5cmより高い縁石や段差からは降りない」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
32	A202400018 令和6年3月21日(兵庫県) 令和6年4月4日	コーヒーマーカー	(火災) 店舗で当該製品の上に花火(室内用)を入れたマグカップを置いていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、天面前方にある隙間付近と前面側内部の樹脂製部品が焼損、溶融していた。 ○焼損部近傍にある操作基板、マイクロスイッチに出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品が設置されていた飲食店の従業員は当該製品の天面上で日常的に室内用火火の点火を行っていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
33	A202400027 令和6年4月1日(東京都) 令和6年4月8日	ノートパソコン	(火災) 事務所で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外観上、樹脂製外郭底面のバッテリー実装部が一部焼損しており、焼損箇所付近にへこみが認められた。 ○バッテリーに内蔵されているリチウムポリマー電池セル4個のうち、1個の電池セル1個が焼損していた。 ○焼損していた1個の電池セルは、樹脂製外郭底面のへこみと同じ箇所に変形が認められ、焼損した内部の電極体には変形した箇所を起点に放射状のしわが認められた。 ○バッテリー内部の基板は焼損していたが、基材に欠損、穴空き等の局所的な焼損は認められなかった。 ○当該製品内部のその他の電気部品に焼損は認められなかった。 ●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は樹脂製外郭底面のバッテリーに外力が加わったため、バッテリーに内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A202400028 令和6年3月22日(大阪府) 令和6年4月8日	食器乾燥機	(火災) 介護施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、温風吹出口付近の樹脂が溶融し、周辺にすずが付着していた。 ○ヒーター周辺が著しく焼損していた。 ○当該製品のタイマーは取り外され、温度ヒューズ及びサーモスタットを経由しない回路で結線されていた。 ○使用者は当該製品のタイマーが故障したため、タイマーを取り外して他社製の外付けタイマーを使用していた。 ○ファンモーターの動作に異常は認められなかった。 ●当該製品は、使用者がタイマーを取り外した際に温度ヒューズ及びサーモスタットを経由しない回路で結線したため、ヒーターが過熱した際に安全装置が機能せずに焼損したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には「分解・修理・改造をしない。感電・発火・異常動作の原因となる。」旨、記載されている。</p>	
35	A202400032 令和6年3月14日(神奈川県) 令和6年4月8日	電気あんか	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は本体側の電源コードプロテクター付近に焼損が認められた。 ○本体側の電源コードプロテクター近傍で電源コードの片極が断線し、断線部に熔融痕が認められ、断線部周辺の被覆の焼損が認められた。 ○本体は金属製外郭にさびが認められたが、内部のサーモスタット、温度ヒューズ及びヒーターに焼損は認められず、温度ヒューズは切れていなかった。 ○当該製品は床面から1.5mの高さにあるロフトベッド上で使用されており、電源コードは2mの長さであり、ベッドの下に電源プラグを垂らした上で、延長コード2個を介して壁コンセントに接続されていたため、本体側の電源コードプロテクター部に負荷がかかる状態で使用されていた。 ●当該製品は、本体側の電源コードプロテクター付近に過度な応力が繰り返し加わったため、芯線が断線し、スパークが生じて焼損したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書及び本体表示には、「発火のおそれがあるため、電源コードの根元を折り曲げたり、強い衝撃を加えたりしない。」旨、記載されている。</p>	
36	A202400036 令和6年3月22日(大阪府) 令和6年4月9日	エアコン(室外機)	(火災) 発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、使用者宅は不在で無人の状態であった。 ○当該製品は全体的に焼損が著しく、樹脂製ファン及びアルミ製熱交換器のファン側が焼失していたが、熱交換器の電装部側は残存していた。 ○制御基板は焼損していたが原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、端子盤、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A202400068 令和6年1月10日(東京都) 令和6年4月18日	湯たんぽ	(重傷1名) 当該製品を湯たんぽ カバーに入れて就寝 中、左脚に火傷を 負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、カバーを被せた当該製品を布団に入れたまま就寝したところ、左脚に低温火傷を負った。 ○当該製品に、割れ、破損、湯漏れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品の専用カバーに、破れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品は、SG基準CPSA 0033「ゆたんぽ」の認証品であった。 ●当該製品は、割れ、破損、湯漏れ等の異常が認められず、当該製品を布団に入れたまま就寝したことで、身体が当該製品と長時間接触して低温火傷を負ったものと推定される。 <p>なお、注口キャップ及び取扱説明書には、「低温火傷防止のため、就寝前に布団から出す。」旨、記載されている。</p>	
38	A202400089 令和6年4月15日(東京都) 令和6年4月26日	電気冷蔵庫	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 し、1名が火傷を負っ た。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に焼損しており、正面から見て左側が著しく焼損していた。 ○電源コードは、本体側から約60cmの位置及び電源プラグ側から約5cmの位置で断線し、約45cmが回収されていなかったが、断線箇所は通常使用時に外力が加わらない箇所であった。 ○当該製品内部の電気部品及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生場所に当該製品の他に複数の電気製品があったが、事業者名、型式、焼損状況等の詳細は不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
39	A202400106 令和6年4月13日(兵庫県) 令和6年5月7日	発電機(携帯型)	(火災) 展示場の駐車場で 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を防音用フローアーマットで全体を覆い、使用していたところ、当該製品が突然停止し、約15分後に当該製品を覆っていた防音用フローアーマットが発火した。 ○当該製品は、排気口の真上にあるポリプロピレン樹脂製の外郭が著しく焼損していた。 ○当該製品は、排気口の前にある金属製格子が切断されており、排気ガスの向きを変える目的でマフラー先端に取り付けられているL字型パイプが取り外され、排気ガスが樹脂製外郭に直接当たる状態であった。 ○当該型式品は、正常運転時の排気ガスの温度が約350℃の製品であった。 ○当該製品の燃料タンク、燃料ホース及びキャブレターの動作に異常は認められなかった。 ○当該製品の内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、インターネットのフリーマーケットサイトから購入された中古品であった。 ●当該製品は、マフラー先端のL字型パイプが外されていたため、ポリプロピレン樹脂製の外郭に高温の排気ガスが直接当たる状態であったこと、使用者が当該製品全体を防音用フローアーマットで覆ったため、内部の温度が異常上昇したことで樹脂が発火し、延焼したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「商品の周囲を囲わない、箱を被せて使用しない。」、及び「火災のおそれあり、商品の周囲や下に危険物や燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A202400114 令和6年4月25日(福岡県) 令和6年5月9日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、用水路へ転落し、死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○草が生い茂った未舗装路の約3m下にある水がたまった用水路で、使用者が当該製品とともに転落しているのが発見された。 ○未舗装路にはガードレールは設置されておらず、傾斜があった。 ○当該製品は右後方の外郭が破損しており、車軸が変形していたため左前輪は可動域を超えて大きく左に切れた状態でフレームに食い込んでおり、ハンドル操作ができない状態だった。 ○電源スイッチ等のスイッチは正常に作動した。 ○当該製品はモーターの一部が腐食して回転しない状態であり、水没によるものと考えられた。 ○前輪を正規位置近くまで戻し、モーターを正常品に交換して当該製品の動作確認及び実走行試験を実施したところ、アクセルレバーの動作、ブレーキの作動状態、走行等に異常は認められなかった。 ○当該製品は、事故発生の約1か月前に点検されており、その際にブレーキや走行性能に異常は認められなかった。 ○当該型式品は、JIS T 9203:2006「電動車いす」のJIS認証を受けている。 ○取扱説明書には、「転倒するおそれがあるため、10°以上の坂道や5°以上の傾斜面での使用は避ける」、「防止柵のない側溝付近等での走行は回避するか、介助者に同行してもらう」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
41	A202400121 令和6年3月19日(大阪府) 令和6年5月14日	電動アシスト自転車	使用者(70歳代)が当該製品で上り坂を走行中、転倒し、左手首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品で上り坂を走行中、左によろけて転倒し、左手首を骨折した。 ○当該製品は、擦過痕が認められたが、大きな破損、変形、動作異常等は認められなかった。 ○前ホークの下玉押しに圧痕は確認されず、前ホークに大きな力が加わった痕跡は認められなかった。 ○ハンドル、前輪、フレーム等の各部品に異常は認められなかった。 ○当該製品を用いて走行試験を行ったところ、ハンドルが左にとられたり、ふらついたりする異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、各部品に異常が認められず、問題なく走行できたことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
42	A202400122 令和6年4月26日(大阪府) 令和6年5月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を取り外し作業中、爆発を伴う火災が発生し、周辺が汚損した。	<ul style="list-style-type: none"> ○施工業者が、撤去のための冷媒回収作業(ポンプダウン作業)を行ったところ、当該製品が爆発した。 ○圧縮機が破裂しており、内面にすずが付着していたが、圧縮機内部のコイルの巻線に出火した痕跡は認められなかった。 ○三方弁バルブの弁棒は開、二方弁バルブの弁棒は閉となっており、ポンプダウン作業時の設定であることが確認された。 ○二方弁バルブの冷媒配管は外れていたが、継ぎ手の銅パイプや取付ナットに変形等は認められず、継ぎ手表面に汚れやほこりの付着が認められたことから、爆発前に外れていたものと考えられた。 ○当該製品のファンモーター、制御基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○施工業者は、ポンプダウン作業時に当該製品を冷房運転した際に、冷気が弱いと感じており、またポンプダウン開始後、当該製品から異常な音がしたが、そのまま作業を継続していた。 ●当該製品は、冷媒配管が外れたまま施工業者が冷媒回収作業を継続したため、圧縮機内に空気が入り込み、圧縮機内部が異常高温、高圧状態となり、破裂したものと推定される。 なお、据付説明書には、「エアコンの設置や移設の場合、冷凍サイクル内に指定冷媒以外の空気等を混入させない。」「空気等が混入すると、冷凍サイクル内が異常高圧になり、破裂やけがなどの原因になる。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A202400128 令和6年4月8日(大阪府) 令和6年5月15日	靴	当該製品を履いて歩行中、当該製品の靴ひもが解け、通行人に踏まれ転倒し、右肘を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品を使用中に解けた左足の靴ひもを通行人に踏まれたため転倒し、右肘に打撲を負った。 ○当該製品の靴ひもに傷等の異常は認められなかった。 ○当該製品の靴ひもは、解くために必要な力が同等品と同レベルであった。 ○事故発生時の靴ひもの結び状態は不明であった。 ○取扱説明書には、「事故につながるおそれがあるので、靴ひもは、きちんと締め、緩んできたら締め直す。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品及び同等品の靴ひもに差異はなく、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
44	A202400131 令和6年2月5日(大阪府) 令和6年5月16日	浴室用混合栓	施設で当該製品を使用中、全身に火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設で、施設職員が当該製品を使用して浴槽に湯を張り、施設利用者が入浴したところ、全身に火傷を負った。 ○施設利用者は、障害があるため入浴時は介助が必要であった。 ○当該製品は、温度調節ハンドルで吐水の温度を調整できる仕様であった。 ○当該製品は、設定温度と吐水温度がほぼ同じであり、異常は認められなかった。 ○当該製品は、給湯の最大温度が事業者の基準値(60℃以下)を満たしていた。 ○施設職員は、湯の温度を確認していなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は設定温度で正常に吐水していたことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
45	A202400140 令和6年5月11日(東京都) 令和6年5月17日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は運転停止中であった。 ○当該製品は、ファン側の焼損が著しかった。 ○ファンモーターはロックしておらず、内部のローター及びステーターに変形変色は認められず、ファンモーターへの配線にも芯線の露出等の出火の痕跡は認められなかった。 ○基板、圧縮機、端子台、内部配線等のその他の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A202400160 令和6年5月4日(茨城県) 令和6年5月23日	接続ケーブル(太陽光 発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<p>○当該製品が設置された屋根裏が著しく焼損して屋根、太陽電池モジュール等が焼け落ち、当該製品の上に施工されていた断熱材は全体が炭化していた。</p> <p>○太陽電池モジュールからパワーコンディショナまで配線されていた当該製品の余剰長分は、切断されずに輪状に束ねた状態で著しく焼損し、一部が断線して断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○断熱材下に同等品を輪状に束ねて実施した再現実験では、4時間後ケーブルが187.9℃まで温度上昇し許容温度(90℃)を超えていた。</p> <p>●当該製品は、施工業者が余剰長部分を輪状に束ねて設置していたため、断熱材により周囲温度が上昇した際に許容温度を超え、樹脂製被覆が軟化及び溶融した芯線が異極間で短絡し、焼損に至ったものと推定される。</p> <p>なお、仕様書には、「施工時に適当な長さに切断して使用する。」旨、記載されている。</p>	
47	A202400178 令和6年5月11日(大阪府) 令和6年5月29日	電気冷蔵庫	(火災) 工場で当該製品及び 周辺を焼損する火災 が発生した。	<p>○当該製品は著しく焼損してドアが脱落し、断熱材は庫内側が焼損していたが、背面側は残存していた。</p> <p>○庫内の電気部品は、温度調節用サーモスタットとその配線だけであり、温度調節ダイヤルは焼失し、サーモスタットが露出していたが、サーモスタット内部の固定接点、可動接点に表面の荒れはなく、接点と接続端子に出火の痕跡は認められず、配線も断線していなかった。</p> <p>○背面側は焼損しておらず、機械室の圧縮機、電源コード、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品に交流100Vを印加して運転したところ、正常に動作した。</p> <p>○庫内には工場での作業工程で使用する揮発性の混合潤滑油が、ステンレス製の容器にラップで蓋をしてゴム巻きでとめた状態で保管されていた。</p> <p>●当該製品は、揮発性の混合潤滑油を庫内で保管していたため、揮発した可燃性ガスに、庫内の温度調節用サーモスタットの接点開閉時に発生したスパークが引火し、出火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、安全のため必ず守ることとして「引火しやすいものは庫内に入れない。」旨、記載されている。</p>	
48	A202400213 令和6年6月4日(東京都) 令和6年6月7日	イヤホン(コードレス 式、マイク付、リチウ ムイオンバッテリー内 蔵)	(火災) 当該製品から発煙す る火災が発生した。	<p>○事故発生時、当該製品は付属のUSBケーブルが充電ケースに接続された状態で、洗面所にて充電中であった。</p> <p>○当該製品は、充電ケースの背面にあるUSBコネクタ一部周辺の樹脂製外郭が焼損していた。</p> <p>○充電ケース内の電気部品及びイヤホン2個に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品に接続されていた付属のUSBケーブルは、先端の樹脂製外郭が焼損していたが、コネクタ内部の電源ピンに欠損、溶融等の異常は認められなかった。</p> <p>○事故発生以前の当該製品の詳細な使用状況は不明であった。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A202400281 令和6年2月7日(東京都) 令和6年6月27日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。	○当該製品の充電ケースは、背面にあるUSBコネクタ一部周辺の樹脂製外郭が焼損していた。 ○充電ケースのUSBコネクタは端子部が焼損していたが、電源ピンに変形、欠損等の異常は認められなかった。 ○充電ケース内部のその他の電気部品、イヤホン2個及び付属のUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生以前の当該製品の詳細な使用状況は不明であった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	